

## 神奈川県・茅ヶ崎市の浄化槽保守点検業の登録に関するQ & A

Q 1 なぜ、茅ヶ崎市が保守点検の登録事務を行うことになったのですか。

A 1 平成 29 年 4 月 1 日から茅ヶ崎市が保健所政令市として、これまで神奈川県が受け持っていた茅ヶ崎市と寒川町に関わる保健所業務を茅ヶ崎市が受け持ちます。

そこで、茅ヶ崎市では市独自の保守点検の登録に関する条例を策定し、4 月 1 日以降、茅ヶ崎市内、寒川町内で保守点検を行う場合は茅ヶ崎市長の登録が必要であることとしました。

Q 2 寒川町内で保守点検を行うのに、なぜ神奈川県ではなく、茅ヶ崎市長の登録が必要なのですか。

A 2 寒川町は、これまで県の茅ヶ崎保健福祉事務所が所管をしていました。

今回、茅ヶ崎市が保健所政令市になるのに合わせて、神奈川県から事務の委託を受けて、茅ヶ崎市が寒川町分の保健所業務を行うこととなります。

Q 3 神奈川県の条例と茅ヶ崎市の条例では、大きな違いはありますか。

A 3 登録の必要条件とする人的要件（浄化槽管理士の設置）や物的要件（必要な器具類）についての違いはありませんが、一部手続きに違いがありますのでご注意ください。詳細については茅ヶ崎市環境保全課にご確認ください。

Q 4 現在、厚木市内に事業所があり、厚木保健福祉事務所で登録を受けています。浄化槽の保守点検は厚木市内と茅ヶ崎市内で行っていますが、茅ヶ崎市の条例の施行により、何か手続きは必要ですか。

A 4 茅ヶ崎市の条例の経過措置にもとづいて、平成 29 年 3 月 31 日までに県知事による登録があれば、登録の有効期間中は茅ヶ崎市長の登録があるとみなされますので、茅ヶ崎市の条例の施行に伴う手続きは必要ありません。

Q 5 平成 26 年 2 月 20 日に県知事の登録を厚木保健福祉事務所で受けました。登録期間の満了日が平成 31 年 2 月 19 日ですが、そのような場合、茅ヶ崎市内の浄化槽の保守点検は行えますか。  
また、厚木市内でも保守点検は行えますか。

A 5 県知事の登録を受けている期間は、茅ヶ崎市長の登録を受けているとみなされますので、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 19 日まで茅ヶ崎市内と寒川町内で保守点検の業を行うことができます。（手続き等の必要ありません。）

ただし、平成 31 年 2 月 20 日からも引き続き茅ヶ崎市内、寒川町内で保守点検の業を行おうとする場合は、有効期間が満了する前までに茅ヶ崎市長あてに登録申請をしなければなりません。

また、県の条例の対象区域で保守点検を行う場合は、有効期間が満了する前までに県知事あてにも再登録申請をする必要があります（この場合の窓口は厚木保健福祉事務所になります）。

神奈川県条例が適用される市町村地域

(平成29年4月1日～)

横須賀三浦地区	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地区	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地区	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地区	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

Q 6 平塚保健福祉事務所で保守点検業の登録を受けて、平塚市内と茅ヶ崎市  
市内で保守点検を行っています。平成29年4月1日付けで、事業所の  
浄化槽管理士が変わりました。窓口での登録事項の変更手続きが必要か  
と思いますが、どこの窓口で手続きをしたらよいのでしょうか。

A 6 茅ヶ崎市内でも事業を行っているとのことですので、登録を受けて  
いる平塚保健福祉事務所と茅ヶ崎市にて変更に関わる手続きが必要です。  
手続きの詳細については平塚保健福祉事務所と茅ヶ崎市の担当課に  
ご相談ください。

茅ヶ崎市役所の浄化槽保守点検業の担当課は環境保全課になります。

電話：0467-82-1111（内線1233）